

事務連絡
平成 30 年 月 日

三重県障がい者支援施策総合推進会議幹事会各幹事 様

三重県障がい者支援施策総合推進会議幹事長
(子ども・福祉部次長)

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例第 4 章に基づく施策の取組状況について (依頼)

平素は、障がい者施策の推進にご協力をいただきありがとうございます。

平成 30 年 6 月 29 日に成立した障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 (以下「条例」という。) では、第 4 章において「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」を定めており、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

つきましては、これら施策の計画的な実施に向け、現状 (平成 30 年度) の取組内容等を取りまとめる必要があることから、ご多忙のところ恐縮ですが、各部局における条例第 4 章に基づく施策の取組内容について、下記によりご報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 報告様式 別添ファイル「条例第 4 章関係取組調査様式」
- 2 提出期日 平成 30 年 10 月 12 日 (金)
- 3 作業内容

条例第 4 章「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」で定める次の 7 つの施策に該当する取組について、取組名称、現状 (平成 30 年度) の取組内容及び平成 29 年度実績を別添調査票によりご報告ください。

- (1) 障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- (2) 教育
- (3) 就労の支援に係る情報の共有等
- (4) 情報の利用におけるバリアフリー化等
- (5) 災害時等における支援
- (6) 選挙等における投票の支援
- (7) 啓発活動

※各施策の詳細については、逐条解説 32 頁から 36 頁でご確認ください。

※様式の部局名・課名については、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、取組が想定される部局・課を記載しています。これ以外にも関係する部局・課がある場合は、積極的に追加・修正等をお願いいたします。

4 添付書類

- (1) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例条例（本文）
- (2) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例逐条解説
- (3) みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）

事務担当：子ども・福祉部 障がい福祉課
社会参加班 岡田（PHS:5757）
TEL 059-224-2274